

件名	知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課

【改正の概要】

平成 18 年度から実施している給与減額措置について、県の財政状況、職員の給与の改定等を総合的に勘案し、平成 22 年 12 月 1 日以降、一般職のうち特定幹部職員・管理職員は減額率を緩和し、一般職員は減額措置の対象外にするとともに、特別職のうち副知事・教育長・管理者・常勤監査委員は減額率を緩和する。

(減額率の変更内容)

区 分		給 料 減 額 率		
		現 行	改正後	見直し率
特別職	知事	25/100	同左	-
	副知事	18/100	15/100	3/100
	教育長、管理者及び 常勤監査委員	15/100	12/100	3/100
一般職	特定幹部職員	6/100	1/100	5/100
	管理職員	4.5/100	0.5/100	4/100
	一般職員	0.5/100	なし	0.5/100

施行日	平成 22 年 12 月 1 日
-----	------------------

【その他参考事項】

減額の対象となる給与

特別職は給料月額及び期末手当、一般職は給料月額

職員の区分

区 分	対 象 者
特定幹部職員	管理職手当を支給される職員のうち、管理・監督の地位にある職員として期末手当の加算を受けるもの
管理職員	管理職手当を支給される職員（特定幹部職員を除く）
一般職員	上記以外の職員

臨時職員及び非常勤職員は、給与減額措置対象外。

技能労務職員は、一般職員と同様。